

# 「来年の通常国会で発議を」

## 国民・玉木氏 改憲姿勢あらわに

国民民主の玉木雄一郎代表は27日の記者会見で、緊急事態条項を創設する憲法改定について、「秋の臨時国会で改正案の成案を得て、来年の通常国会には発議できる」とケジマールで進めようつづけたい」と述べました。

急事態」を理由に国会の閉会・解散禁止を可能にする改憲条文案を発表。3月30日と同日会派で発表した議員任期の延長を6ヶ月延長するのを可能としていますが、権力の乱用と恣意(じい)的な延命につながる危険性が指摘されています。5月18日の衆院憲法審で参考人として発言した早稲田大学の長谷部恭男教授は、「任期を延長された

国民主党は27日、日本維新の会、衆院会派「有志の会」などに「緊急事態対応をめぐる議論かねない」「本末転倒の議論」と警告しました。玉木氏は27日の会見で、議員任期の延長の議論は「(9条改憲と連)イテオロギーが入らない」として、各会派の合意が得られるのではないかと発言しました。他方で、5月30日に改憲派の集会に出席した際には、「自民党的9条改正案は生きる」と述べ、「9条2項を削除する改憲案を衆院憲法審で議論すべきだと主張するなど」、「9条改憲にも強い意欲を表明。危険な正体があらわになっています。